

会 議 録

名 称	酒田市子ども・子育て会議（平成 26 年度第 2 回）	
議 題	<p>議事</p> <p>(1) 子ども・子育て支援新制度の施行にあたり市が定める基準について</p> <p>①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する市の基準案について</p> <p>②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する市の基準案について</p> <p>③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する市基準案について</p> <p>④子どものための教育・保育給付の支給認定に関する市の基準案について</p> <p>(2) その他</p>	
開催日時場所	平成 26 年 6 月 27 日（金）午前 10 時 00 分～午前 11 時 50 分 酒田市総合文化センター4 階 412 号特別室	
出席者	委 員	池田委員、石垣秀勝委員、前田委員、赤松委員、北谷委員、 近藤委員、山口委員、石垣委員、宮田委員、齋藤委員、加藤委員、 武田世津委員、武田真理子委員、岩間委員
	事務局 (所管課)	子育て支援課
	関係課等	福祉課、健康課、学校教育課
会議の概要	※詳細別紙	
配付資料	<p>資料 1 新制度の基準に係る府省令等について</p> <p>資料 1-1 特定教育・保施設及び特定地域型保育事業の運営に関する市の基準案</p> <p>資料 1-2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する市の基準案</p> <p>資料 1-3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する市の基準案</p> <p>資料 1-4 子どものため教育・保給付支認定に関する市の基準案</p> <p>参考 1 子ども・子育て支援新制度の概要について（補足資料）</p> <p>参考 2 委員提出資料（意見、情報等）</p>	
特記事項	傍聴者 3 名	

別紙

酒田市子ども・子育て会議（平成26年度第2回）（要旨）

- 1 開催日時：平成26年6月27日（金）午前10時00分～午前11時50分
- 2 場 所：酒田市総合文化センター4階 412号特別室
- 3 出席者：
委 員 池田委員、藤井委員、赤松委員、北谷委員、近藤委員、山口委員、
石垣委員、宮田委員、齋藤委員、加藤委員、武田世津委員、
武田真理子委員、岩間委員、櫛引委員、村上委員（15名）
酒田市 健康福祉部長、福祉課長、健康課長（代理）、学校教育課長（代理）、
子育て支援課（事務局）
- 4 議 題：
議事
(1) 子ども・育て支援新制度の施行にあたり市が定める基準について
①特定教育・保施設及び特定地域型保育事業の運営に関する市の基準案について
②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する市の基準案について
③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する市の基準案について
④子どものため教育・保給付支認定に関する市の基準案について
(2) その他
- 5 配付資料：
資料1 新制度の基準に係る府省令等について
資料1-1 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する市の基準案
資料1-2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する市の基準案
資料1-3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する市の基準案
資料1-4 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する市の基準案
参考1 子ども・子育て支援新制度の概要について（補足資料）
参考2 委員提出資料（意見、情報等）

【 午前10時00分 】

○進行（子育て支援課長補佐）

時間になりましたので、はじめさせていただきます。本日はお忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。会議に先立ちまして、酒田市 PTA 連合会と酒田市法人保育園保護者会連絡協議会で委員の交代がありましたが、このうち本日ご出席の新委員の石垣様に委嘱状を交付いたします。

【委嘱状交付】

【 開会 】

○進行（子育て支援課長補佐）

これより平成26年度第2回子ども・子育て会議を開会いたします。暫時の間、進行を務めさせていただきます、子育て支援課 課長補佐の長村と申します。よろしくお願いいたします。

なお、本日は酒田市 PTA 連合会の佐々木委員、特定非営利活動法人がくほれん with 酒田の佐藤委員、酒田市小学校長会の大通委員、酒田地区医師会十全堂の大滝委員、公益社団法人酒田青年会議所の櫛引委員、連合山形酒田飽海地域協議会の村上委員より、欠席の連絡をいただいております。

20名の委員中14名のご出席をいただいております。過半数の委員が出席しており、子ども・子育て会議条例第7条第2項に定める定足数を満たしておりますので、会議を開催させていただきます。

また、本日は3名の方が傍聴されますことをご報告いたします。それでは次第に従いまして進めさせていただきます。

次第の「2. 議事」につきましては、議長の武田会長さんをお願いしたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

○武田会長

おはようございます。新しく委員になられた石垣さんよろしくお願いいたします。

本日の議事は基本的に1点で、子ども・子育て新制度の施行にあたって市が定める基準について前回の会議で素案をもらったが、今日はそれを元に市の基準案をお示しいただくことだと思います。前回のことも含めて事務局より概要説明をお願いします。

○事務局（子育て支援課長、同課課長補佐兼子ども支援係長、同課子ども支援主査）

【資料1、資料1-1、資料1-2、参考1に基づき説明】

○武田会長

ありがとうございました。一度区切らせていただきます。議事（1）の①と②まで説

明いただきました。前回会議でも今後の策定スケジュールあったが、今日は新制度の基準案を示していただきました。これから基準条例案のパブリックコメントを求めて、次回会議では基準条例案の決定というスケジュールになります。

今日で全て決めるということではないが、基準案についての具体的な検討ということでご意見をいただきたい。①の特定教育保育施設及び地域型保育事業に関する基準案と②の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案についていかがでしょうか。

○宮田委員

前回質問した内容に沿って行政で考えていただいたので、私はそれで結構だと解釈している。ただ1つ、表現の仕方について、5月22日の資料の4ページ「主な基準内容について」の特定地域型保育事業で横線が引かれてあるが、今回は△の塗りつぶされた表現になっており、パブリックコメントではどんな形で出されるか分かりませんが、今日の資料4ページの塗りつぶされた△の表現だけを見ると、これは対象にしないのかなと受け止められる危険性もあるのではと考えた。従って、前回横線を引いて更に矢印でそれを○という表現にする形の方が分かりやすいと考えている。

○武田会長

パブリックコメントに備えて分かりやすくとの意見だったがいかがでしょうか。

○事務局（子育て支援課長）

誤解される可能性もあるということですので、少し表現の方法を検討させていただきます。

○武田会長

他にいかがでしょうか。私も便乗しますが、パブリックコメントに向けてということでは、①特定教育保育施設のところで、A 特定教育保育施設とB 特定地域型保育事業で同じ内容のところで表現の仕方が違う。Bのところで、A 特定教育保育施設の基準を準用と書いてあるまでが、まったく同じに書いてあるところもありますけど、その表記の仕方も文字で書いてあると違いがあるのかなと探してしまうので、もし同じであれば同じ表記にすれば見やすいかなと思う。そうでなければ、私が違いを見つけられていないだけなんです。回答は結構です。

○近藤委員

酒田市法人保育園協議会の近藤です。いくつか確認したい。概要説明で事務局の舟越さんがコメントで説明されたところで「保育に欠ける」という文言を話されたが、新制度においては「保育に欠ける」ということは全て無くなって、その代わり「保育の必要量」ということで変わってきているので、市民に説明されるとき配慮してほしい。

それから私事ですが、前回、居宅訪問型の保育のことで、居宅訪問型はベビーシッター

一のような保育でないかと議長からあり、それに対して、それはちょっと違うということで、いろいろ引用したりしながら説明したが、議事録が上がっていないのでその辺の文言が確認できないが、今日の資料 26 ページに詳しく掲載されており、現状のベビーシッターは特に資格で求められる人材ではなく誰もが1対1のスペースで子どもを預かることをヘビーシッターという表現があります。

今後においては、従事者については保育士と同等以上の知識及び経験を有する、市町村長が求めるものということで資格もそれなりに求められるということと、前回私が強調したのは、居宅訪問型保育事業のところに括弧付けであるように、障害や疾病のある子どもの場合、こういった子どもについても保育としてお預かりしている。そういった制度に少し格上げした形で位置付けられているので、その辺をイコールで規定してしまうと誤解があるのではと考えたが、ただ世間一般では、居宅訪問型はベビーシッター型の形態にあるという表現もされているので、その辺は訂正させていただいて、そういった表現も使われているということをつけ加えさせていただきたいと思います。

今のことに関連して、はじめは準保育士の表現があったが、今は保育支援員という特定保育関連に必要な研修を修了というところに係ってくると思うが、20 時間程度の研修と言われているが、保育支援員という資格について、酒田市では平成 27 年度からすぐにスタートするためには研修機会を設定しなければいけないと思う。

そういった支援員を養成する研修を今後計画していかれるのか、それから例えば、現在資格等を持っていない時間パートとか早朝・夕方パートとか、そうした方を雇用している保育所は少なからずあると思うが、そうした立場の方に対して保育支援員の資格を求めていくという方向性を考えてほしかった。たぶんこの先もそのことについては出てこないと思うので、ここで触れさせていただく。

○武田会長

ありがとうございました。まず 1 点目の保育に欠ける児童から保育の必要量へというのは確認とお願いだと思うのでよろしいかと思えます。

2 点目の居宅訪問型については、補足説明を 2 回にわたってすいません。どうもありがとうございました。

3 点目の子育て支援員については、実は今日配布されました委員提出資料・意見情報等については、事務局の方で後ほど該当する項目で丁寧にご説明・ご回答をいただく予定のようですが、3 ページの赤松委員からも学童保育に関連するところから質問が始まっているので、そこで回答準備をしていただいていたかも知れませんが、2 段落目というか中ほどに今の近藤委員と同じようなご指摘があったので、3 点目を中心に事務局からご説明ご回答をいただきたい。

○事務局（子育て支援課課長補佐兼こども支援係長）

3 番目について回答できるかどうかですが、まだ正式に市の考え方がまとまっているわけではありません。ただ、今、国や県についても保育士の資格を持っていてしばらく

保育に従事していない人のための研修の機会を増やそうと考えている動きがあるようです。その保育研修機会に参加していただければ、それを講習を受けたというふうに、保育士と同等以上の知識及び経験を有するとみることができるのかなと個人的には考えている。

先月、県に行って話しを伺うと、今年度・来年度についてもそのような機会を設けて保育士の不足を解消するように県も努めていきたいとの考え方もありますので、そちらの研修機会が利用できればよろしいのかなと考えております。

○武田会長

たぶん、近藤委員が聞かれたことには答えていただけていないと思いますが、県の保育士の資格を持っている人をもう少し活躍してもらおうと、全国的な施策はそこに参加できる方が増えるといいなと思うんですが、それ以外の赤松委員の方にも書いてありますが、子育て経験のある方の人員としての活躍の場を増やすのかどうかということを含めて、今回のこの新しい計画では保育の必要量全体が増えていて、更に多様化していて、先ほど近藤委員からもありましたように居宅訪問型というのはベビーシッター的なことも求めている人もいるけれども、障がいや疾病のある子どもも保育するというニーズにも答えてほしいという願いがあるわけですが、多様なニーズに対して、やはり人材も確保していかないと基準という意味には安全性とか保育の質とかプラス量ということを満たしていかないといけないんじゃないかということで、おそらく人員についてどうするのかという市の方針についてのご質問だったと思います。どうでしょうか。ぜひ検討していただければと思います。

○事務局（子育て支援課長）

まだ十分な議論等を行っておりませんので、ご意見を参考にこれから検討させていただきたいと思います。もう1つ、保育に欠けるという言葉ですが、今まで保育に欠けると言ってきたものですから新制度を説明する際にどうしてもいわゆる「保育に欠ける」と言葉を使いながら、新制度になるとこうなりますよというような説明の仕方はしているかも知れませんが、新しい制度では、近藤委員が言われたとおり、保育に欠けるという考え方は無くなってきているので、なるべく使わないように、どうしても分からないときは昔はこうだったよというような言い方はせざるを得ない場面はあるのかなと思いますが、ご意見おっしゃるとおりだと思いますので考慮していきたいと思います。

○武田会長

よろしいでしょうか。他に①と②についていかがでしょうか。特に、国の基準のとおりでないところは、暴力団の排除と27ページ事業所内保育事業のところの設備面積のところだと思います。そこに関するご意見ご質問、太枠で括ってないところでももっとこうした方がいいとかご意見あれば。それでは後ほど①②についてもお気づきの点があれば教えていただきたいが、続けて、おそらく議論がいろいろあるところだと思います。

ので、次の、③放課後児童健全育成事業 ④給付の支給認定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（子育て支援課こども支援係主任）

【資料 1-3 に基づいて説明】

次に、前回の会議の質問について回答させていただきます。

学童保育所について、18時30分までの開所時間のところで、18時10分までに迎えに来るよう指導員に言われたという保護者の声がありました。

これについては、保育時間、自由遊びの時間は18時10分までで、そこから先は帰り支度をしてお迎えを待つ時間ということになってはいますが、そこで誤解が生じたようです。本来であれば、18時10分までに迎えに来てもらえれば助かります、と言うべきところだったものと思います。運営団体についても再度指導したところですが、同じようなことが聴こえてきた際には、子育て支援課にご連絡をいただければと思います。

もうひとつ、指導員の処遇についてのご質問がございました。

処遇については、今申し上げるのは、市の指定管理者が運営している施設になりますが、年間支出する人件費の割合としては約75%、指導員1人当たりの平均では約230万円でした。この費用については、事業者が負担する法定福利費も含まれている金額になるため、実際に指導員への支払い額はこれよりも低くなる状況です。

指導員の処遇改善について、平成25年度は県の補助事業を活用して処遇改善支援事業を実施しています。支援事業の補助要綱により、市の指定管理者が運営する事業所の指導員がほとんどでしたが、一人当たり月額15,000円、年間180,000円、27人の指導員について支援を実施することができました。この事業については、平成26年度も同様の補助事業が予定されているので、有効に活用したいと考えている。

次に、参考2の委員提出資料の2ページをご覧ください。北谷委員から、学童保育についての質問と意見がございました。

まず1点目が専用区画の面積、概ね1.65㎡について、一人当たりの生活面積ですか？というご質問に関しては、そのとおりでして、遊び及び生活の場という風に考えております。

次に、夏休みなど長く過ごす場所であるので、トイレはもう少しあるべきではないでしょうかというご意見については、新たに設置するところについては、男子は小便器2、大便器1、女子は2つ、多目的トイレを1つという形で整備しております。残念ながら既存の施設については、大幅な改修工事が必要なこともあり、難しい状況となっております。

次に夏休みなど長期休暇中だけの利用はできないか、また朝7時頃から利用できないか、というご意見をいただきました。

まず、長期のみの預かりについては、学童保育所を建設する場合、多額の費用を要するため、国や県の補助事業を使って行っているのですが、この補助事業を使う場合に、

年間を通して使用する児童数を予測して、それに見合う施設の規模を検討していることから、長期休暇中のみの児童の利用を念頭に入れていないため、長期休暇中に児童の利用が追加されると、施設基準を満たさなくなる可能性も出てきます。また、特に市街地では、平日に利用する児童数だけであまり余裕がない状態なので、児童数の少ない学童であれば対応できる場合もあるかもしれませんが、児童数の多いところでは長期休暇中だけの預かりは難しい状況です。

もう 1 点、長期休暇中には朝 7 時くらいから利用できないかというご意見もいただきました。ニーズ調査によれば、7 時 30 分からの希望が多いということもあります。

この場ですぐに結論は出せませんが、現状の職員体制で時間延長を継続実施していくのは難しい状況ですので、職員の確保が課題になってきますし、そのためには新たな財源も必要になります。延長保育を実施するための補助事業が活用できないか、またそれだけで足りないとなれば保護者への延長分の費用負担を求めることも含めて検討が必要になりますので、ご理解をいただきたれと思います。

次に参考資料 2 の 3 ページの赤松委員から放課後の児童の過ごし方について、ご意見をいただきました。こちらについては、教育委員会の方にも伝えておりますので、貴重なご意見として今後の参考にさせていただきます。

○武田会長

ありがとうございます。③の基準案の説明と前回の疑問点に対する回答と委員から事前にあった質問・意見に対するコメントだったがいかがでしょうか。

○加藤委員

資料 1 の 31 ページの中で文言の意味が理解できないので説明してほしい。従事するものの欄の国基準のところ、放課後児童健全育成事業所毎に指導支援員を置かなければいけないと書いています。員数のところでは支援の単位毎に 2 人以上とすると書いています。それから太枠のところの市の方の基準案では複数に分割して運営することができない場合は、複数の支援の単位に分けて対応すると書いていますが、理解できないのでご説明をお願いします。

○事務局（子育て支援課こども支援係主任）

放課後児童支援員というのは、今で言います指導員さんを示しており、放課後児童支援員というのが、ここに掲げる資格が必要になってくるということになります。

○武田会長

たぶん質問の意図は、放課後児童健全育成事業所毎にとか、次の員数のところとか、中段の規模のところは支援の単位毎にとかいう言葉があるが、その意味ですね。

○事務局（子育て支援課こども支援係主任）

事業所毎にというのは、通常ですと40人以下の事業所であれば、事業所毎に支援員を置かなければならないとなります。

ただ、児童の集団の規模が概ね40人以下を超える事業所については、その1つの学童保育所の中で2つのクラスに分けて運営する必要があるということになります。

仮に2つに分けて運営した場合に支援の単位が2人以上必要ということになるので、例えば80人の学童保育所がありましたら、それぞれ40人に分けて運営すべきとなりまして、それぞれ40人に対して2人ずつ支援員が必要になるという解釈です。

○加藤委員

支援の単位とは、いわばクラスということでもいいんですか。

○事務局（子育て支援課長）

そうです。事業所毎というのは1つの事業所。松原でしたら第1・第2とありまして、70人・70人の第1・第2がそれぞれの事業所なんです。でも、支援の単位は40人位にしないといけないということで、事業所は1つだけ支援の単位、クラスを2つに分けるといようなことです。松原は第1・第2で70人・70人位だが、それぞれ指導員・支援員は4人以上いるので、たとえ分けたとしても基準は2人の指導員がいるというのは満たしているので、今でも指導員の数は間に合っている現状にあることを報告させていただきます。

○加藤委員

もう1点。事業所を2つに分割するというのは、どういう意味ですか。

○事務局（子育て支援課長）

今、松原の話をしたが、建物、教室を2つにする。例えば、1階と2階70人・70人で40人は超えているので、例えば2階の部分の間仕切りをして2つに分割するといような考え方です。こちらで勉強し、こちらで遊んでいるようなことも考えられるのかなと、場所によっては出来る出来ないがあるが、そんなことをイメージしている。

それが出来ない場合は、2つに仕切らないけれどもグループを2つに分けてやることも可能ではないかといようなことを書いている、ということでございます。

○武田会長

制度の言葉は特殊で、パブリックコメントしても、そういうところでよく分からなくてということで、資料に言葉の解説がありました、参考1に加えていただいてもいいのかもしれない。他にいかがですか。

○池田委員

確認させていただきます。学童保育は酒田市が設置主体で指定管理者にお願いして運営している形ですよ。なぜかと言うと、今回事業の形が変わるということで、酒田市が主体じゃあなくなりますという話しなのか、そこはそのままいくんですということなのか分からなかったのを教えていただきたい。

もし指定管理者に運営をお願いするんだとすれば、先ほどまで話しがあったような開所時間を早くするという部分は市が決めることなのか、市では決められなくて指定管理者の方で長期のサービスを考えるだとか、開所時間を決めるということになるのか、どちらかなのかをはっきりさせてほしい。

でないと、ここで開所時間とかに対して意見を言ったのが本当に反映されるのか、市では申し訳ないがそこまでは出来ないの指定管理者の方で検討してもらいますとの回答になるのかで変わってくると思うものですから、そこを確認させてください。

あと1点。赤松委員の意見の中でも、学童保育は増やさなければいけないのかとあったが、子育て支援行動計画の中でも、平成26年度までには22か所にしたいという計画があって、こういう設置目標については今回の計画でこれからの話し合いで決まるのでしょうか。昨年出席していなかったもので、わからないのですが。

○武田会長

3点ありました。1点目、2点目からお願いしたい。

○事務局（子育て支援課長）

酒田市に学童保育は21か所あります。この形態は新制度になっても変わらないと考えている。12か所は指定管理者、他は委託だったり地域の団体等いろんな団体で運営しています。設置主体は酒田市です。

2つ目の開所時間は市条例で決まっており、何時から何時までの中で運営団体が地域の実情に応じて決めている状況になっている。開所時間を長くするとすれば、地域との調整、条例改正、運営団体との調整などが出てくると思うが、今、どうしますとは言えない状況です。あとは、25か所にするという設置目標は、これからの議論で決まってくるかと思えます。

○武田会長

今日は基準についての議論ですが、当然、計画を立てていかなければいけないので、赤松さんのご意見も反映していくべきだと思いますし、どう出来るかも含めてですね。ありがとうございます。

非常に事業主体の形態が多様で複雑だということで、ただ開所時間等は条例で決まっているので、その上で委託できる場所、指定管理を受けられるところということだと思うが、ただ指導員の方の待遇とか、学童保育の質の問題とかは、事業主体が多様であるということも、もしかしたら課題なのかなと感じているところです。

他にいかがでしょうか。私から質問ですが、31 ページの新しい枠で括ってあるところで、経過措置を設けるということなのですが、だいたい何年位を考えているのか教えていただければと思います。

○事務局（子育て支援課長）

具体的に3年とか5年とか、今のところまだ先が見えないので、このような表現をさせていただきます。もう少し検討すればどの位になるか見えてくると思います。

○武田会長

基準に関する条例案では経過措置を設けるという表現でという案ですね。

○近藤委員

今の経過措置について参考になれば、6月18日に厚生労働省の行政説明で、例えば保育短時間について、酒田市の基準で48時間か64時間を下限時間ということで基準を設定されているが、それについての移行期間という表現で10年程度という話があったので、移行期間経過措置については、国の尺度でいくと10年が1つあるのかなと思います。種別によりそれよりも早く経過措置移行期間が終了できるかは各自治体の判断になると思うが、国としてはその程度の尺度のように思います。

○武田会長

それでいいのかというところが大きなところだと思います。学童については、本当に待ったなしだというご意見が毎回出ていますので。他には。

○宮田委員

パブリックコメント対応として細かい表現で申し訳ないが、今日の資料1-1ページの③保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象にとあります。

5月22日の資料1-3の19ページには、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対して、今回配布の資料31ページにも、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対してという表現になっている。辞典を調べますと、昼間というのは、昼頃にその内から朝夕を除いた明るい時間として日中という表現もあります。誤解を得る恐れがあると思うので、昼間を日中に変えていただければありがたい。

○武田会長

ご検討いただければと思う。とにかく保護者とか制度の利用者が分かる対応でないとパブリックコメントも意見も出ないと思うのでよろしくご検討をお願いします。

○事務局（子育て支援課長）

分かりました。

○武田会長

他にいかがでしょうか。

○赤松委員

私がこの意見を書かせてもらったような、例えば放課後5時まで開放するみたいな授業だと、大阪美濃市など見守り授業として既に取り組んでいるところも多くて、ただ子ども達に任せるといってケガしたらどうするのかとか、そういうことをやりますよと言うと、必ず、じゃあ誰が見てくれるの、責任は誰がという話しになってくると、こういう授業をやるのは非常に時間がかかることで、今のうちから早め早めに、こんな案もあるんですよ、学校は取り上げますか、酒田市ではやりますかというものを早いうちにおろさないと、責任は誰が取るのかとか細かい事がたくさんあると思う。

町田市では図書館を開放して読み聞かせをしたり、本を読む児童を増やそうと取り組んで、先生ではなく市の人とか学校を引退した先生が来て下さったりとか取り組んでいるところがあるみたいなので、どんなことができるのかそれを早めにおろして、どう取り組んでいくのかというのを今からやっていかないと40人に出来ませんでした、今もゴチャゴチャ学童しています、でも学校とか、空いているコミセンを使って利用する事業も結局宙ぶらりんで、今の状態だと何も出来ませんでしたということになるような気がしています。

あと、スポーツで体育館を使っている種目もあって、学校の体育館を開放するというのもなかなか難しくて何曜日と何曜日というすごく細かいことになってくると、5時までの開放も酒田市では難しいのかなと思うところもあり、じゃあどうするのかというところを、今、既にやらないと来年度からはとても無理なんじゃないかと思います。

で、それで経過措置なんだと思うんですけど。それも早めにしないと、結局、何も変わらないような気がするんで、なるべく早く話し合いを進めていただきたいと思います。

○武田会長

保護者として出席していただいているのでとても重要だと思います。私も別の自治体の教育委員会の会に行ったとき、同じような議論があって、つまり子ども達は同じ子ども達で、行政も含めて地域社会全体の問題として、親の就労形態も変わってきている中で、子ども達がそもそも遊んでない、遊ぶ場とか放課後どうやって過ごすのかという、ずっと前から同じ議論があると思うんですが、改めて教育委員会にもこの内容を伝えていただいていると事務局から報告がありましたが、伝えるというよりも具体的にどうするか、もしかしたら各学区で話し合わなければいけないかも知れませんが、具体的な議論をということだったかと思います。保護者の皆さんもずっと参画されるのではと思うが、ご意見として課長から何かあれば。

○事務局（子育て支援課長）

がんばります。

○武田会長

財政とか、職員体制とか、学童だけで全部出来ることではないと思うし、学校教育課でもいろいろ制約がある中でだと思うが、何かそういう議論する場があるだけでも保護者はもしかしたら前に進んでいく気持ちになれるのかなと個人的に感じました。

他に特に無ければ、④もあるので先に進みます。後で、全体的にあればお願いします。④の子どものための保育給付の支給認定、先ほど委員からもありました労働時間の問題も含めてご提案ありますので事務局から説明をお願いします。

(注) 学校開放については、主管は教育委員会管理課になりますが、学校教育課、事務局ほか関係部署も含めて検討していきます。

○事務局（子育て支援課こども支援係主事）

【資料 1-4 に基づいて説明】

○武田会長

只今の④給付の支給認定に関する基準についていかがでしょうか。

○近藤委員

平成 27 年度当初に継続入所している子どもについては、すべて保育標準時間 1 日 1 1 時間までの認定を受けられると情報を聞いているが、それでよろしいのでしょうか。

○事務局（子育て支援課家庭支援係主任）

国からの情報という部分に関してはまだ確認が取れていないので、今後確認して分かり次第お知らせしたいと思います。

○近藤委員

確かそういう方向だと制度的になっているはずですが。

○事務局（子育て支援課家庭支援係主任）

保育所協会さんの方の資料で、そういった取り決めはされるという情報は入っていました。

○近藤委員

その方向性がないと、保育所については秋口に継続入所の調査が入るわけですが、その時に制度の説明と短時間という文言が、たぶん、パブコメとか市民説明に入る時に利用者が混乱されるのかなと思います。

うちはもう保育園に入れないのかとか、今、長時間 11 時間対象の認定で預けているが、じゃあパートタイムだから 8 時間入所の認定に変わるのかと、その辺がとても心配

される部分だと思しますので、ぜひ積極的に国の方にアクセスしていただいて早めに確認を取っていただきたい。

○武田会長

7～8 月中に確認できれば準備も出来るのかなというところで、大変重要な点だと思しますので、大変ですが国に確認をお願いできればと思います。他にいかがでしょうか。

基準について、特に太枠のところはニーズ調査を根拠として、必要量を計算してみた結果だと思しますがいかがでしょうか。

あるいは、煽るようですが、必要性の事由とか優先理由の例示とかですね。今現状を見ると、ここも力点を入れた方がいいんじゃないという提案があってもよろしいのかなと思いますけれども。いかがでしょうか。だいたいカバーされていますでしょうか。特に無いようでしたら、基準については、今の時点では質問・意見は無いということで進めたいと思います。

先ほどの赤松委員からの問題提起も含めて、今日は基準の話でしたが、計画の方も進めなければいけないという、そこでまた全体的な地域面として捉えた場合、子どもの育ちというものをどう捉えるのかということも議論する時間を取ればと思うが、ただし基準も重要ですので4つの柱が動いていくということで、それを踏まえてということになっていくかと思いませんか、他にいかがか、よろしいでしょうか。

特に無いようでしたら議事進行で(2)のその他については、まず委員のご質問・ご意見に対する回答を事務局からお願いしたい。

北谷委員、赤松委員については先ほど回答をいただいたということで、近藤委員、櫛引委員、池田委員の内容について、課長からお願いしたい。

○事務局（子育て支援課）

近藤委員からは私立幼稚園の預かり保育について、保育所と同じようなという表現についてどうなのかという質問をいただいています。事業計画の方の議論が必要なんですけど、今、事業計画の方も内部で前回・前前回の意見を参考にしながら、直すところは直して策定中です。今日はちょっと出せなかったんですが、その中で、幼稚園の預かり保育は幼稚園教育要領の中の教育という位置付けになっているので、この表現は不適切とまでは言わないが、別の表現の方がいいかなということで使わないことにしています。

それから、財源の話ですね。保育園の法人移管、民間委託で生み出された財源については、就学前の子どもに充当すべきではないか、そういう施策に充当すべきではないかという質問でしたが、そういう考えもあるとは思いますが、分かりますが、こういう財政状況の中では、ここの部分を削ったから同じようなこの部分に充てるというような市の考え方にはなかなかならないということで、市の重点施策があるわけですが、その中に子育ても入ってますので大きな重点施策の中で、止めた事業の分はそちらに集中投資しようという考え方なので就学前の財源だからそこに充てようとストレートになりにくいのかなと思っているのでご理解いただければと思います。

櫛引委員から、前回、貧困家庭に対する学習支援についてどうなのかということでしたが、前回は少し話したが、NPOで一人親の学習支援事業を去年からやっている。来年も取り組んでいきたいとの意向を聞いているので、市で何か支援できればいいなあということで具体的に検討しているので、そのような形で継続していきたいと考えています。

池田委員からは、子育て支援計画を漫画とかもう少し分かりやすい広報を工夫してみたらどうかとの話だったが、ご意見として承って、工夫できるところは工夫しながら分かりやすい方法で周知に努めていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○武田会長

3人の皆様への回答でしたがいかがでしょうか。

○近藤委員

ありがとうございました。重点施策は就学前だけでないという回答だったが、この会もそうですし、地方自治体の喫緊の課題というのは人口減少なのではないかな、それが一番重要課題にすべき施策なのではと市民の立場からは思います。

人口減少を食い止めるには、子どもが増えなくてはどうにもならないので、やはり、生みやすい環境をまずは整える。なので、学齢期よりも乳児期・幼児期といった部分に予算を充てていただきたいと思います。ただの思いと捉えていただければありがたいです。

それから、誤解を与えるかもしれませんが、一番最後に例としてあげたところで少し補足させていただきますと、公立保育園の方で給食がお金が無くて豊かな献立提供が出来ないという話を市の管理栄養士とする機会があったので、ぜひ子どもは皆同じなので、民間だろうが公立だろうが、乳幼児期の子どもは皆同じ保育なり支援を受けるべきだと思うので、公立でもより充実した食育を、おいしい山形がキャッチフレーズの県なわけですから、より住みやすい社会にも繋がるようなことになると思う。ぜひ食の充実を図っていただきたいという風に思いますし、重点をどこに置くかということは、よく考えていただきたいと思います。

○武田会長

ありがとうございました。まさに、先ほど課長からお話しいただいた市の重点施策に充当すると。じゃあその重点施策の優先事項は何なのかというところでのご意見ということで。計画を策定する時にもたぶん予算については機会でということだと思うが、計画はこの会議でも皆様からご意見をいただいてということだと思しますので、その時に議論できればいいのかなと個人的には思っている。

あと食の充実とか放課後の問題も子育て支援課だけではなく、他の課と連携すると、例えば、食の充実は地域づくりとか、そういうところと子供たちのということで連携すれば、予算もいろいろ制度で縦で割ってるとは思うが、連携すればもっとうまくできる

こともあるのではないかなと感じたところです。では部長から。

○事務局（健康福祉部長）

近藤委員からご意見いただきました。まさにそのとおりと考えております。

人口減少問題対応だとか、少子化対策というのは、今般は子ども子育て支援事業計画の策定ということではありますが、その土台になっているのは委員がおっしゃっているとおりで、子育て支援という側面から人口減少問題への対応だとか、少子化対策ということをにらみながら進めてまいりたいと考えています。

市としても保育園の民間移管で生まれた財源というのは十分承知していますが、それを就学前児童に特化してということではなくて、ただし子育て支援施策として、そして今後必要なのは、こういった子育て部分だよねという共通認識を持っておりますので、そのための人口減少対策問題等本部会というものを作っております。皆様のご意見もそうした場でご紹介していきたいと思っている。

○武田会長

ありがとうございます。人口減少という問題、一方では子どもの育ちという問題、或いは親をどう支えていくのかということが、今度の計画の内容になってくるのかなと思います。

櫛引委員は今日欠席ですが、池田委員の提案はとても重要だと思っております。余談ですが、地域福祉計画は地域によっては、こういう住民の策定の時の意見を集めるときの委員会なんか、自分達で漫画を作ろうみたいな、或いは分かりやすい指標を作ったり、そういうことをやっているところもあります。ぜひ委員の皆様から、せっかく作る計画や施策を皆に周知させるためにどうすればいいのかという建設的な意見だと思っておりますが、他の委員から何かあれば。

○山口委員

私立幼稚園連合会の山口です。近藤委員から話が出たということで、幼稚園はどうなんだという実態をお聞きしたいという話がありました。

課長より話があったように、幼稚園は学校ですということで、預かり保育と名前がついても教育の延長としてやっているということで、その点、指導計画ありきです。それを子どもの成長を小学校で接続するという資料も作っている。そういった意味で文言が違う、保育と教育の違う部分で運営しているというところは確かにあるかと思えます。

ただ、教育基本法第11条、私立学校の特性を守るという、その他に私立学校法という法律がありまして、私立学校は自分達の建学の精神に基づいて運営をしていいというのがあります。これは、教育基本法で謳われていても、それを違うことをやってもいい。宗教教育をやってもいいというのが私立学校です。そういったところで特性があるということです。

それを含めて各私立幼稚園が独自でやっているのも全部の園が預かり保育の指導計

画に基づいてやっているのかどうかは確かではありません。各園に聞いてもらえればと思います。

ただ、うち（注：酒田幼稚園・酒田第二幼稚園、事務局追記）の方では、年齢に応じた1年間の、学校と同じように期で目標を立てていまして、1期～4期に分かれての期の目標を立てています。それに基づいて月の目標があって、それを基に担当者が日々の保育活動、日案を作る形で運営しており、日々の学校教育とまったく同じシステムで預かり保育をやっています。

そういったところですが、ぜひお考えいただいて、これは今日の会議の内容とはちょっと外れた部分だったのですが、皆様ご承知のとおりこれを見ていただくと幼稚園は外れますよという話ししか出てこなくて、じゃあ幼稚園をどうするのかというのは一切出てきてないんですね。

私、一番最初の会議でその辺のお話しをしたと思うが、各部署との連携というところで教育委員会の方、ぜひ加わっていただきたいと思うんです。学校教育法第1条、学校は幼稚園から始まります。ここを十分考えていただき、これと同等に幼稚園の方が入ってくるように考えていただければと思っております。よろしくをお願いします。

○武田会長

ありがとうございます。いろいろ、国の意向と現場の考えと難しいところで、今日お示しいただいた参考1でも幼稚園が曲がって外に出ていて、現行の文部科学省からの運営費が継続と書いてありましたので、山口委員からその点も含めて説明・報告をいただいた。学校教育課長もいらっしゃってますので、よろしくをお願いします。他にいかがですか。

○岩間委員

商工会議所の岩間です。保育の必要性ということで、1日4時間のパートタイムでも保育園に預けられるようになるということですか。であれば、パートに仕事を分けられるようになるというか、保育の必要な時間が7時～ぎりぎり夜遅くまで開いてないと正社員の方は仕事ができないというような状況にならないように、仕事をワークシェアリングというか、片寄って残業している人達の分をパートに移行して、本当は家に帰って子どもとの時間を共有したいが出来ない状況にあるのだとすれば、1日4時間でも預けられるという制度がたくさん広まれば、たくさんの方は仕事をして早く帰れるような時間帯の環境をつくれるというのは、すごくいいことだなと思ったので、親も家に帰れるような時間であれば長く開所しなくていいというところでのメリットが出てくると思うので、こちらの方でももっと充実していただけたらなあと思います。

もう1つ、新潟の方に研修に行った時、父親が育児休暇を取るとその会社に対して金がおおりて、その金は本人にもいくが、職場の中でも自由に分けて使っていいという、どこから財源が出ているのか分からないが、そういった育児のお金の使い方があったので、企業に対しても、子育て世代がいる社員のいる企業にもそういう形で何かあれ

ば、もっと職場も勧誘して男性も担って子育てに参加するような環境が生まれればい
いかなと思いました。

○武田会長

企業への働きかけ、継続して課題だと思いますが、計画策定時に具体的な新しい案と
かご意見をいただければと思います。他に無ければ、今日は基準のみだったので少し早
く終われるかなと思ったが、たくさん重要なご意見をいただきました。

議事は以上で終了したいと思いますが、事務局から何かありますか。それではこれで
議長の任を解かせていただきます。

○事務局（子育て支援課課長補佐）

皆様からいただいた意見を踏まえて基準案を策定し、7月にパブコメを行いたいと考
えています。次回の日程は、庁内での会議が進み具体的な内容が纏まった段階で連絡し
ます。随時、ご意見・ご要望を受付しているので子育て支援課にお寄せいただきたいと
思います。